

# 建築物木材利用促進協定書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第15条第1項に基づき、一般社団法人山口県建築士事務所協会(以下「甲」という。)、一般社団法人山口県建築士会(以下「乙」という。)、公益社団法人日本建築家協会中国支部山口地域会(以下「丙」という。)、一般社団法人山口県ビルダーズネットワーク(以下「丁」という。)、西瀬戸ビルダーズサロン(以下「戊」という。)、山口県建設労働組合(以下「己」という。)、一般社団法人山口県木材協会(以下「庚」という。)、山口県森林組合連合会(以下「辛」という。)及び山口県(以下「壬」という。)は、建築物木材利用促進協定を締結する。

## 1 目的

この協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛と壬が連携・協力することにより、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」(以下、「建築物木材利用促進構想」という。)に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

## 2 建築物木材利用促進構想

(1) 甲、乙及び丙による建築物における県産木材をはじめとする地域材(以下「県産木材等」という。)の利用促進に関する構想の内容

① 甲、乙及び丙は木造建築物の設計に係る技術者の育成や木造建築物の啓発活動等により、山口県内の建築物における県産木材等の利用を促進する。

② 構想の達成に向けた甲、乙及び丙の取組の内容

ア 甲、乙及び丙は、木造建築物の設計に精通した技術者を育成するため、丁、戊、己、庚、辛及び壬と連携し、木造建築物の設計に関する研修会やセミナー等を開催する。

イ 甲、乙及び丙は、会員に対して、木造建築物に関する技術的支援を行うとともに、優れた取組について広く情報発信する。

(2) 丁及び戊による建築物における県産木材等の利用促進に関する構想の内容

① 丁及び戊は、建築大工等の技術・技能者の育成や木造建築物の啓発活動等により、山口県内の建築物における県産木材等の利用を促進する。

② 構想の達成に向けた丁及び戊の取組の内容

ア 丁及び戊は、建築大工等の技術・技能者を育成するため、甲、乙、丙、己、庚、辛及び壬と連携し、木造建築物の施工に関する研修会やセミナー等を開催する。

イ 丁及び戊は、会員が木造戸建て住宅で培ってきた技術を活かし、低層非住宅・中大規模建築物の分野における木造建築の普及に取り組む。

(3) 己による建築物における県産木材等の利用促進に関する構想の内容

① 己は、大工技能者等の入職促進・担い手確保や木造建築物の啓発活動等により、山口県内の建築物における県産木材等の利用を促進する。

② 構想の達成に向けた己の取組の内容

ア 己は、大工技能者等を育成するため、甲、乙、丙、丁、戊、庚、辛及び壬と連携し、大工技術等に関する研修会やセミナー等を開催する。

イ 己は、木工教室等での大工技能、技術の体験等を通じた木材利用の意義等の普及、大工技能者等への関心を高める取組を実施する。

(4) 庚による建築物における県産木材等の利用促進に関する構想の内容

① 庚は、需要に応じた品質の確かな県産木材の供給を担うことにより、山口県内の建築物における県産木材等の利用を促進する。

② 構想の達成に向けた庚の取組の内容

ア 庚は、需要に応じた品質の確かな県産木材を供給するため、甲、乙、丙、丁、戊、己、辛及び壬と連携して、県産木材の品質に関する研修会等を通じて木材の生産管理に努める。

イ 庚は、JAS材及び県産木材に関する情報発信や理解促進等に取り組む。

(5) 辛による建築物における県産木材等の利用促進に関する構想の内容

① 辛は、需要に応じた県産木材の安定供給を担うことにより、山口県内の建築物における県産木材等の利用を促進する。

② 構想の達成に向けた辛の取組の内容

ア 辛は、需要に応じた県産木材を安定供給するため、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び壬と連携し、需要に応じた県産木材の供給を適時に行う体制整備に取り組む。

イ 辛は、木材の安定供給を通じて、森林資源の循環利用に取り組む。

3 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の構想を達成するための壬による支援

壬は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の構想の達成に向けて、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく取組について情報発信する。

4 構想の対象区域

山口県

5 本協定の有効期間

この協定の有効期間は、締結の日から令和11年3月31日までとする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、壬が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を9通作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬が記名の上、各自その1通を保管する。

令和8年 5月 18日

一般社団法人山口県建築士事務所協会  
会長

小倉 凡

公益社団法人日本建築家協会中国支部山口地域会  
地域会長

永見 龍一

西瀬戸ビルダーズサロン  
会長

隅田 哲男

一般社団法人山口県木材協会  
会長

林 克彦

山口県知事

村岡 嗣政

一般社団法人山口県建築士会  
会長

藏本 和夫

一般社団法人山口県ビルダーズネットワーク  
会長

安成 信次

山口県建設労働組合  
執行委員長

荒木 泰司

山口県森林組合連合会  
代表理事会長

金子 栄一